

令和7年度（令和6年度からの繰越分を含む）医政局所管補助事業補助対象事業一覧（交付要綱から抜粋）

補助金名	事業名	事業内容	対象	事務担当
医療提供体制施設整備交付金	(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	休日夜間急患センターとして、必要な施設の整備	公的病院 民間病院 （市町の委託含む）	医療支援課 医療整備 G 076-225-1439
	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として、必要な施設の整備	公的病院 民間病院 (病院群輪番制病院及び共同利用型病院)	
	(3) 救急ヘリポート施設整備事業	入院を要する(第二次)救急医療体制病院へのヘリポート整備	公的病院 民間病院	
	(4) ヘリポート周辺施設施設整備事業	ドクターヘリ基地病院等への格納庫整備等の整備	ドクターヘリ基地病院等	
	(5) 救命救急センター施設整備事業	救命救急センターとして、必要な施設の整備	救命救急センター	
	(12) 共同利用施設施設整備事業	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な施設の整備	民間病院	
	(13) 医療施設近代化施設整備事業	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる施設の整備	厚生労働省「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」に適合する病院、診療所 病床過剰地域は、10%以上の病床削減が必要 その他条件有り	
	(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	基幹災害拠点病院として、必要な施設の整備	基幹災害拠点病院	
	(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	地域災害拠点病院として、必要な施設の整備	地域災害拠点病院	
	(18) 特殊病室施設整備事業	特殊病室（無菌室）の整備	公的病院 民間病院	
	(20) 治験施設施設整備事業	治験施設として、必要な施設の整備	民間病院	
	(23) 医療施設等耐震整備事業	医療施設等の耐震化または補強等の整備	病院 等	
	(30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備及び給水設備（受水槽等）の整備	<u>浸水想定区域等内に所在する</u> 病院、有床診療所	
	(31) 医療施設浸水対策事業	医療施設の浸水対策に係る止水版等の設置、医療用設備の移設及び電気設備の移設、排水ポンプ及び雨水貯留槽の整備	<u>浸水想定区域等内に所在する</u> 病院、有床診療所、無床診療所 等	
医療施設等施設整備費補助金	(1) ヘキ地診療所施設整備事業	ヘキ地診療所として、必要な施設の整備	ヘキ地診療所	医療支援課 医療整備 G 076-225-1439
	(6) ヘキ地医療拠点病院施設整備事業	ヘキ地医療拠点病院として、必要な施設の整備	ヘキ地医療拠点病院	
	(10) 周産期医療施設施設整備事業	周産期医療施設として、必要な施設の整備	公的病院 民間病院	地域医療政策課 医療計画 G 076-225-1468
	(11) 解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の整備	市町等、その他厚生労働大臣が適当と認める者	医療支援課 医療整備 G 076-225-1439
	(12) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)、自動火災報知設備の整備	市町、医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が適当と認める者	
	(14) 院内感染対策施設整備事業	医療機関の感染者のための個室整備	民間病院	
	(15) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	ブロック塀の改修等	病院の開設者	

※ 地方公共団体（公立病院）及び地方独立行政法人は対象外

※ 当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。
詳細は各交付要綱等をご確認ください。